

# 赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和4年1月27日 開催

## 赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和4年1月27日(木) 午後1時25分より

2 会 場 赤穂市役所 6階 大会議室

3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大田 登、平岡登美子、平岡かね子
医師・歯科医師・薬剤師代表	中村隆彦
公益代表	山田昌弘、瓢 敏雄、山田和子
市長	牟礼正稔
事務局	(健康福祉部長) 柳生 信 (医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 前田光俊 (国保年金係長) 田中志保

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議事録署名委員指名
- (4) 議事
  1. 令和4年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
  2. その他
- (5) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。本日は、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻まで時間がございますが、皆さん揃いましたので、ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

まず最初に、本日前田会長より急遽欠席との連絡を受けましたので、本日は山田会長職務代理に進行の方、よろしく願いいたします。

では開会に当たりまして、山田会長職務代理ごあいさつをお願いいたします。

職務代理

みなさん、こんにちは。

皆様には何かとお忙しい中、本協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険事業については、本格的な少子高齢化と人口減少が進む中で、依然として財政的に大変厳しい状況におかれております。

このような状況の下、国においては、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型社会保障制度」への転換を目指し、これらを将来の世代にしっかりと伝えるべく、様々な改革を進めているところであります。

本市におきましても、依然として財政的に大変厳しい状況であります。このような中、今年度におきましても、県から納付金等の本算定結果が年明けに示されたところであります。

本日は、本算定結果を踏まえた令和 4 年度赤穂市国民健康保険事業運営方針について、市長より諮問を受けております。

委員の皆様には、慎重なご審議をよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

改めましてこんにちは。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日から、兵庫県でもまん延防止等重点措置が適用されました。そういった中にも関わらずご出席をいただきまして改めましてお礼申し上げたいと思います。また、平素は、皆様方には赤穂市の国民健康保健事業の運営につきまして、多大なるご尽力、またご指導ご鞭撻を賜っております。改めて感謝申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、この年明けからオミクロンを中心とした新型コロナウイルス感染症が急拡大しまして、昨日は 7 万人が感染されていると発表されたところでございます。赤穂保健所管内でもやはりかなりの方が感染されております。そういった中で、皆様方におかれましては、感染防止対策の徹底、またワクチン接種、あるいは感染症対策にご尽力賜っております。改めましてお礼申し上げたいと思います。

一般高齢者に対するワクチン接種は 2 月 1 日から赤穂市医師会のご協力等によりまして実施をさせていただく予定でございます。2 月いっぱい 65 歳以上の方については 3 回目の接種が終えることができる予定でございます。もうしばらく

でございますので、引き続き感染予防の対策の徹底をお願いしたいと思います。

先ほど会長代理の方からお話ございましたけれども、赤穂市の国保事業運営状況につきましては、非常に厳しい状況がございますけれども、令和3年度の決算では2,000万円余の剰余金が出る予定と聞いてございます。

また、本日、令和4年度の国民健康保険事業の運営基本方針を示させていただきます。皆様方には、なにとぞ慎重なご審議のうえ、適正なご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますけれども、お礼と今後とものご協力をお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局

なお、本日、市長はこのあと他の公務が入っております。申し訳ございませんが退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

市長

どうぞよろしくお願い致します。

(市長退席)

事務局

それでは会議を進めさせていただきます。本日の委員の方々の出席状況ですが、協議会資料の11ページをごらんください。前田会長、花房委員、赤井委員、寺田委員から欠席の通知をいただいております。

本日は、委員12名中8名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により本会は成立いたしますのでご報告いたします。

(事務局紹介)

事務局

それでは、以降の議事進行は、運営協議会規則第7条の規定により、山田会長職務代理に議長をお願いさせていただきます。山田会長職務代理、よろしくお願いいたします。

会長職務代理

はい。それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず始めに、本協議会は運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則公開することといたしております。

本日、傍聴の申し入れがありますので入場していただきたいと思ひます。3名です。よろしくお願い致します。

(傍聴者入場)

会長職務代理

それでは、議事の前に議事録署名委員の指名でございますが、僭越ではございますが、私の方から指名をさせていただきますと思ひます。

大田委員と平岡かね子委員にお願いします。よろしくお願い致します。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の審議事項は、諮問を受けております令和4年度赤穂市国民健康保険事業の運営基本方針についてであります。それでは、事務局から説明願ひます。

事務局

はじめに、配付しております資料を確認させていただきます。

先にお届けしておりました「赤穂市国民健康保険運営協議会」資料1冊、ページ

数は 11 ページであります。ページの抜け等はございませんか。ご確認をお願いします。

それでは、私の方からは、運営基本方針のうち主に制度改正等について説明しまして、決算見込み、予算の詳細については係長の方から説明いたします。

まず、協議会資料 1 ページをご覧ください。

「はじめに」のところで述べておりますように、高齢化の進展や医療技術の高度化などによる医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、新型コロナウイルス感染拡大による医療費の動向への影響が続くと想定されることなどから、今後も国保事業の財政状況は厳しい状況が続くものと見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、低所得者の加入が多く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題は、制度改革後も依然として解消されておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。

国保財政運営の安定化を図るため、県内における保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の取組を推進していくこととなります。

市は、地域住民の生活状況に即したきめ細かな事業を引き続き担うとともに、保険者の責務を十分に認識し、安定的な国保運営と住民の健康の保持・増進に取り組み、全ての世代が安心できるよう、安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組んでまいります。

1 ページの中ほどに、参考として、令和 4 年度医療保険制度等に係る改正予定のうち、国保事業運営に係る主なものを記載しております。

第 1 点目は、保険料（税）の賦課課税限度額の改正であります。

国は、保険税の負担については、負担能力に応じて応分の負担を求めるとを通じて保険税負担の格差是正に取り組む考えを示しております。国保において、相当な高所得の方であっても、保険税の課税限度額しか負担しない仕組みとなっていることから、この限度額を引き上げることとしております。

具体的には、医療分を 63 万円から 65 万円に 2 万円引き上げ、後期分を 19 万円から 20 万円に 1 万円引き上げられるものでございます。

今回の改正で、課税限度額全体では 99 万円から 102 万円となります。

後ほど、事業運営方針のところでも説明させていただきますが、当市国保事業においても、99 万円の課税限度額を、令和 4 年度において法令で定められた限度額の 102 万円まで、引き上げたいものであります。

第 2 点目は、子どもの均等割軽減制度の導入であります。

これは、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児の均等割保険税を国と地方の負担により 5 割軽減されるものであります。

第 3 点目は、診療報酬等の改定であります。

これは、医師の報酬等を含む本体部分を 0.43% 引き上げ、逆に薬価等の部分を 1.37% 引き下げることで、令和 4 年度の診療報酬全体では 0.94% のマイナス改定

となっております。

以上が、制度改正予定の主な項目の説明であります。今後、関係法令等を確認しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

項目2の令和3年度赤穂市国保財政の状況についてであります。

歳入の決算見込みにつきましては、一般会計からの繰入れを行うとともに、保険税、前年度繰越金、県支出金などにより、歳入総額は、52億4,305万6千円と見込んでおります。

次に2ページをお願いします。

次に、歳入の決算見込みですが、療養給付費の算定基礎となる総医療費につきましては、現在の見込みでは、約43億4,322万円で、令和2年度決算との比較では、3.13%の増となっております。

県へ納付する国保事業費納付金は、約12億8,599万円となる見込みであり、これらを合わせまして、歳出総額を、52億2,305万6千円と見込んでおります。

結果、剰余金については、2,000万円と見込んでおります。

続きまして、項目3の令和4年度赤穂市国保事業の運営についてであります。

まず、(1)基本方針であります。アといたしまして、医療費総額の積算につきましては、県から示された保険給付費額を基に、対前年度決算見込比2.89%減の42億1,755万円と見込んでおります。

依然として高い水準で推移する医療費の適正化対策といたしまして、ウをお願いします。特定健康診査・特定保健指導事業を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。また、後発医薬品の使用促進についても、一層努めてまいります。

エの収納対策につきましても、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。(2)の保険税率等の改正方針をご覧ください。

保険税率につきましては、令和3年度は、財政調整基金を活用し、税率等を現行のまま据え置きました。

令和4年度については、法令改正により課税限度額が3万円引き上げられ102万円となるため、被保険者間の保険税負担の公平性確保の観点から政令で定められた額まで引き上げることとします。税率等については、財政調整基金を活用し、現行のまま据え置くことといたしました。

国保に加入する全世帯の未就学児に係る保険税均等割額の軽減については、先ほど説明したとおりであります。

3ページに参考といたしまして「兵庫県による令和4年度標準保険料本算定に係る標準保険料率等との比較」を掲記しております。

「標準保険料率」の欄につきましては県から示された税率等で、「財政調整基金繰入なしの場合」の欄につきましては、本来、国保財政を運営するために必要な税率等になります。基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のトータルでみますと現行税率より高い税率等となっております。

次に、(3)歳出のアの医療費の状況についてであります。

アの総医療費、10割分の医療費につきましては、前年度決算見込比2.89%減の42億1,755万円の見込みとしております。

イの国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額を計上しております。

4ページ、保健事業費を含めました歳出総額は、50億3,200万円で、対前年当初比較で2.7%の減となっております。

この減少の主な要因は、団塊の世代の方の後期高齢者制度への移行などによる被保険者数の減少や診療報酬等の改定の影響により、保険給付費が減となったものであります。

次に(4)歳入のア保険税についてですが、2ページ(2)の保険税率等の改正方針のところで説明させていただいた内容を反映し、予算計上しております。

現年課税分全体で、対前年当初予算比較で4.7%減、約3,540万円減の約7億1,657万円、国保税全体では、4.9%減の約7億4,646万円となっております。

必要となります財源につきましては、ウにおきまして、一般会計から保険基盤安定制度などのルール分以外に、福祉医療波及増分や保健事業費分に特別に⑥の2,074万円を繰り入れることとし、さらにエの財政調整基金から、4,550万円を繰り入れることにより収支の均衡を図っております。歳入総額は歳出と同額の50億3,200万円となっております。

以上で、私の説明を終わります。続きまして、係長の方から予算額等の詳細な説明をさせていただきます。

失礼いたします。それでは、引き続き説明の方をさせていただきます。

5ページの第1表をお願いします。令和3年度の決算見込について主なところを説明いたします。

まず、表の右側の歳出ですが、2保険給付費の中の(1)療養給付費、これは現物給付に対する保険者負担額ですが、現計予算額31億6,967万4千円に対しまして32億4,052万2千円と見込んでおります。

9ページの第6表をご覧ください。

療養給付費を算出する基となる医療費の動向ですが、令和3年度の年間医療費総額は、一般、退職を合わせた合計で43億4,321万8千円、対前年比3.13%増と見込んでおります。

1人当たりの医療費を見ますと、46万575円、対前年比5.37%増と見込んでおります。

5ページの第1表にお戻りください。

右側、歳出2保険給付費の(2)療養費から(1)傷病手当金までは、それぞれ直近の実績から見込額を算出しております。

その下の、3国保事業費納付金につきましては、(1)医療給付費分は9億1,752万7千円、(2)後期高齢者支援金等分は2億8,121万5千円、(3)介護納付金分は8,725

万1千円となる見込みであります。

次に4保健事業費は3,306万4千円を見込んでおります。

以上、歳出総額は、52億2,305万6千円となる見込みでございます。

次に、これらの歳出に対する歳入ですが、同じ表の左側をご覧ください。

まず、表の左上、1保険税収入ですが、現計予算額に比べて8万4千円減の7億8,523万2千円となる見込みです。

4国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯を対象とした保険税の減免分に対する国からの措置分として97万4千円を見込んでおります。

5県支出金の中の普通交付金ですが、療養給付費などの保険給付に要する費用として県から全額交付されるもので、右の説明欄のとおり、37億9,811万円を見込んでおります。その下、市町村の事情に応じて支払われる特別交付金は、1億6,289万円を見込んでおります。

次に7繰入金の(1)一般会計繰入金ですが、説明欄のとおり3億8,257万2千円繰り入れていただく予定にしており、(2)基金繰入金につきましては、4,176万円繰り入れる予定にしております。

次8の、令和2年度からの繰越金は5,724万8千円となっております。

9諸収入は、第三者行為の納付金ほかとして、1,340万2千円の収入を見込んでおります。

以上のような結果から、歳入総額は、52億4,305万6千円となり、現時点では剰余金を表の右下に記載しておりますとおり2,000万円と見込んでおります。

それでは、引き続き令和4年度の予算について説明させていただきます。

まず、9ページ第5表をご覧ください。

被保険者等の状況ですが、令和4年度の被保険者については団塊の世代の方の後期高齢者医療保険制度への移行などにより対前年比3.29%減の9,120人を見込んでおります。退職被保険者等につきましては、退職者医療制度の経過措置が令和元年度で解消されており0人となっております。

続きまして、下の第6表をご覧ください。

医療費の算出に当たっては、県が過去の実績をベースに推計した保険給付費額に基づき見積りました。

その結果、右端の合計欄に記載のとおり42億1,755万円、対前年比2.89%の減と見込んでおります。1人当たりの医療費では、46万2,451円、対前年0.41%増の見込みとなります。

それでは、資料6ページをお願いします。表の右側の歳出についてですが、2の保険給付費の中の(1)療養給付費は、説明欄に記載のとおり、一般分で31億622万5千円、退職分として単位計上の1千円、合計で31億622万6千円、前年度決算見込比で4.14%の減と見積りました。

(2)療養費、(4)高額療養費等につきましては、過去の実績及び最近における動向を

考慮して、表のとおり見込んでおります。(6)出産育児一時金は30件1,260万円、(8)葬祭諸費は90件450万円、(9)結核医療諸費は3万6千円、(10)精神医療諸費は700万円を計上しております。

その下、3 国保事業費納付金については、県から示された額に基づき(1)医療給付費分を8億7,978万2千円計上しております。そのうち、右の説明欄に記載しております、退職分の25万5千円でございますが、被保険者は0人ですが、国保税の滞納繰越分及び令和2年度分の精算分の納付金を算定するというルールに基づいた額を計上しております。後期高齢者支援金等分を2億6,814万2千円、介護納付金分を8,741万8千円それぞれ計上しております。

その他、1 総務費5,845万3千円、4 保健事業費3,865万1千円、5 公債費50万円、6 諸支出金から8 予備費までで、合わせて1,859万5千円を見込んでおります。

以上により、歳出全体では、50億3,200万円、前年度当初予算比2.67%減を見込んでおります。その内訳につきましては、ページの一番下に記載のとおり、一般分46億7,592万2千円、退職分51万8千円、後期分2億6,814万2千円、介護分8,741万8千円となっております。

次に左側の歳入ですが、表の中ほどの4 県支出金につきましては、保険給付に要する費用に対して全額交付される普通交付金と、市町村の特別な事情に応じて支払われる特別交付金がございます、それぞれ県から示された額に基づき合計38億4,863万8千円を計上しております。

6 繰入金の、一般会計繰入金ですが、7ページの第4表をご覧ください。

(1)保険基盤安定制度による繰入金、これは低所得者の保険税軽減分に対する補填分になりますが、合計で2億3,407万9千円、(2)未就学児均等割保険税軽減のための繰入金といたしまして201万7千円、(3)職員給与費等繰入金5,440万6千円、(4)出産育児一時金繰入金840万円、(5)財政安定化支援事業による繰入金5,662万9千円、(6)その他一般会計繰入金といたしまして、保健事業分374万1千円、福祉医療波及増分1,700万円、合計2,074万1千円を繰り入れていただきます。一般会計からの繰入金の総額は、3億7,627万2千円を繰り入れていただく予定としております。

(2)の未就学児均等割軽減分の繰入でございますが、先ほど課長の方からご説明申し上げましたとおり、新しい軽減制度が令和4年度から導入されますが、その軽減分に対する補填分として、新たに一般会計から繰り入れていただくものです。

もう一度、6ページをお願いいたします。左上の1 保険税につきましては、予定収納率を現年課税分で医療給付費分と後期高齢者支援金分94.23%、介護納付金分は91.00%に設定して、調定額に対する収納額を算出した結果、一般、退職を合わせて(1)医療現年分4億8,977万4千円、(3)後期現年分1億8,098万8千円、(5)介護現年分4,580万3千円の税額となりました。滞納繰越分につきましては、医療分を12.00%、後期・介護分を10.00%の予定収納率として見積りました。現

年分と合わせて総額で7億4,645万9千円を予算計上しております。

以上、歳入合計50億3,200万円の予算となっております。

一般、退職、後期、介護の内訳は、7ページの第3表に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

また、資料の10ページに用語の解説を記載しておりますので、またご覧ください。

最初に机の方に置かせていただいておりますリーフレットとバッグでございますが、本日ご欠席の委員さんより提供いただいておりますので参考にお持ち帰りいただきたいと思っております。国保といたしましても残葉の活用について広報活動などを進めてまいりたいと考えております。

以上で令和3年度決算見込みと4年度予算内訳に係る説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長職務代理

事務局の説明は終わりました。

運営基本方針について、ご審議願いたいと思っております。どなたかご質問ございませんか。

委員A

資料の2ページの中で、後発医薬品、ジェネリックの関係を記載されて、その取り組みをされておられるようなのですが、実質的には赤穂市としてはどれぐらいの割合でジェネリックを使用されとるんでしょう。

事務局

失礼いたします。

ちょっと古くなるんですが、令和2年8月診療分となりますが約747万円程度削減されてるという状況でございます。割合といたしましては、約87.6%がジェネリックに移行していただいているという状況になっております。

会長職務代理

よろしいですか。

委員A

はい。

会長職務代理

ほかにございませんか。

委員B

はい。

会長職務代理

どうぞ。

委員B

すいません。

ちょっと数点お願いしたいと思うんですが、今ジェネリックと言われたんですけども、その下の収納関係で、資格者証の発行がどういう状況なのか、また収納状況の多様化をやっておられますけれども、その状況、伸びとかそういうのはどういうふうな状況なのかお教えいただければと思います。

次に、限度額が引上げになる、その影響について、人数もしくは世帯ですね、と金額等が分かりましたら教えていただきたいと思います。

それと、保険料率の算定の中で、ちょっとこの考え方なんですが、この表、4ページ、財政調整基金の繰入れなしの場合で、表にあるんですが、これ基礎分の医療給付分が、基金の繰入して低い数字になったんですね。普通、基金を繰り入れしたら、むしろ、少なくなるんじゃないかと思うんですが、その考え方を、お教え願

事務局

たい。以上です。

まず1点目の資格者証の件なんですけれども、3年10月31日現在になります  
が、国保の資格者証の世帯数は12世帯でございます。

ただ、これにつきましては今現在コロナの感染拡大ということで、医療を受けられ  
ないということもございますので、資格者証だけに限らず、短期証というの  
も出してるんですけれども、本来窓口に来ていただいて、納税交渉なりさせて  
いただいて、短期の保険証をお出してるんですけれども、重症化を防ぐとい  
う、病院を受診していただくという意味を込めまして、来庁されてない方  
につきましても、期限を過ぎたら、すべての方に郵送させていただいて、  
受診に繋がるようにさせていただいております。

限度額引き上げによる影響額なんですけれども、世帯につきましては約50世帯  
で、影響額としては150万円の増と見込んでおります。

それから、保険料率の考え方なんですけれども、現時点、赤穂市の場合、現行  
では7.49%それから後期支援分が2.69%、介護納付金分が2.12%という  
形で、現行はさせていただいております。

ただ、これにつきましては、赤穂市の場合、後期高齢者分と介護納付金分につ  
きましましては、本来もう少し上げていかなければいけない状況なんです  
けれども、ここに基金を繰り入れまして、税率を引き下げているという状  
況などもありまして、これにつきましては改めてご説明させていただこう  
と考えておりましたので、その時にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員B

はい。

会長職務代理

よろしいでしょうか。

委員B

はい。

会長職務代理

他に。

委員B

あと、クレジットとか、ペイジーとか。

会長職務代理

はい、説明を。

事務局

はい。まず徴収率のことについてなんですけれども、徴収率につきましては過去  
5年の資料しかございませんけれども、現年度分につきましては、例年、上  
昇傾向にありまして、令和2年度は94.5%となっております。

滞納繰越分につきましては、過去5年間では増減はありますけれども、現  
年度と滞納繰越分、合わせました合計につきましては、この5年間は例  
年上昇傾向でございまして、トータルで74.1%ということでござい  
ます。

会長職務代理

どうぞ。

委員B

すいません。質問に、クレジットカード納付であるとか、ペイジー納付が  
推進されてるということで記載されてるんですけれども、その動向とい  
いますか、どういう状況か教えていただいたらと思ひまして。

事務局

はい。クレジットの関係ですけれども、平成29年度からクレジットカード  
による納付というのはありますけれども、令和2年度につきましては、  
国民健康保険

税につきましては 29 件ということになっております。

あと、ペイジーにつきましては、今現在実施しておりますのが、口座振替の依頼のためのペイジーの使用ということで、ペイジーを使った納付というのは赤穂市では現在やっておりません。

委員 B

なしということですか。

事務局

はい。

会長職務代理

よろしいですか。

委員 B

はい。

会長職務代理

他にご質問ございませんか。

はい。どうぞ。

委員 C

よろしいですか。質問というよりですね、後発医薬品のことなんですけど、後発医薬品のさらなる使用促進に努めますという箇所が 2 か所ぐらいあったんですけど、ご存知かと思えますけど、最近急にですね、薬品の欠品というのが、かなり出てきてるんです。

それもその薬品というのが、非常によく用いられてるお薬が、急に全く薬局に入ってこないから使えないという事態が、半年ぐらい前から、割とマスコミでも取り上げられてるんですけども、急に、欠品が生じて代替えを使わなければいけないような事態で、どんどんそういうお薬が増えてるわけです。

それはですね、いろんな原因あると思うんですけど、一つはやっぱり国を挙げてだと思うんですけども、後発品を使いましょうということで後発品に移行したことによって、当然後発品が増えますから先発品のメーカーはその先発品を作らなくなってる状況になってる。

それで、その後発品のメーカーは増えて、いろんなメーカーがあるんで、別に名前出してもいいと思うけど、〇〇〇ですかね、急にパターンと落ちたと、そういうことによって後発品が急に使えなくなって、その代替というものが全く効かないということで、かといって先発会社は、さあもういっぺん増産しましょうというのもないみたいなんで、結局、全体のお薬が不足するという事態が、年が明けてからも、このお薬が使えませんという事態になってるんです。

ですから、そういう事態になっているということを、委員の皆さんもちょっとそういう実態を認識されて、誰が悪い、どこが悪いではないんですけど、やっぱり一つは後発品に移行になって、非常に医療費は抑制されたと思うんですけど、ここに来て急にそういう品不足になって、それが患者さんに、非常に悪影響を与えているという事態、それに対し非常に困ったことだということがあまり話題になってこないんですよ。なってこないばかりか、かえってどんどんその事態が悪化してるんですよ。どこが悪いのか、今、それどころではないというところもあるんですけどね。

でもやっぱりその薬に対しては、私たちも実際臨床やってて、使えないお薬がどんどん増えているという、事態が悪化しているということを、ちょっと知っておい

て欲しいと思います。

ですから、ここに後発医薬品のさらなる使用促進に努めますという文書もいいと思うんですけど、後発品メーカーに対しての指導というか、もうしっかり作ってくれたらいいんですけど、その辺のところも必要かと思うんですけど。

会長職務代理

はい。大変貴重な情報をいただきましてありがとうございます。

他にご質問ございませんか。

どうぞ。

委員D

すいません、新聞テレビ等では診療控えとか医療控えという言葉をよく耳にするんですけども、9ページの年次別推移表を見ましたら、2年度は、確かに減ってるんですが、3年度になれば、そんなにも減っていないように、逆に増えているようにも感じるんですけども、赤穂においてはこの国保に関する部分だけですけども、診療控えの影響というはあるんかどうか、それを国保の予算とか決算にはどのように入っているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

事務局

はい。コロナの関係なんですけれども、令和2年度につきましては、診療控えということで、医療費の方はかなり下がっております。

ただ、3年度になりましたら、かなり持ち直してまして、反動もありましてかなりの医療費の伸びを示しております。

コロナの影響がなかった元年度に比べても、同等もしくはそれを上回るような勢いで、医療費の方は3年度、進行しているということがありますので、そこら辺を見込みながら4年度の方も算出の方させていただいております。

ただ、その医療費が減ってる部分につきましては被保険者数が減ということで、総費用額の総額は減っておりますけれども、医療費の読みとしましては、かなり3年度では戻ってきて、その分を踏まえて4年度の医療費の総額というものを計算させていただいているというところです。

会長職務代理

よろしいでしょうか。

委員D

はい。

会長職務代理

他にご質問ございませんか。

どうぞ。

委員E

医療費が、多分たくさんかかっているのに、4年度は予算的には減らしてますよね。

人数的な減とか、後期高齢者への移行とかおっしゃったけど、今おっしゃったような、減額されたということはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

事務局

6ページ、4年度の当初予算の関係なんですけれども、歳出の欄の3の国保事業費納付金というところを見ていただいたらわかるかと思うんですけども、こちらの方につきましては、県の方が、医療費の伸びとか、どれぐらいかかっているかということを中心に、赤穂市においてはこれだけ納付してくださいということで、算出されてるものなんですけれども、当初予算ベースで言いますと、約5,000万落ち込んでおります。

医療費は伸びておりますけれども、確かに被保険者数が、後期高齢者制度へ移行する部分と、それから今年度については、先ほどもご説明しました、診療報酬の改定もあってマイナス 0.94%ということで、受診数は増えるんですけれども、そういう医療費としては落ちてくるということで、そこがかなり大きな点で、全体的に予算額計上としては落ち込んでいるというふうに考えております。

会長職務代理  
委員 E  
会長職務代理

よろしいでしょうか。

はい。

他にご質問ございませんか。

ないようですので、ただいまの事務局の説明事項について、了承してよろしいでしょうか。

委員  
会長職務代理

(「異議なし」の声あり)

異議なしのお声をいただきましたので、それでは、令和 4 年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針につきましては、諮問内容の通り承認することで、答申することといたします。

答申につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

委員  
会長職務代理

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

答申書の写しは、後日、事務局から配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

皆様におかれましては、長時間のご審議をいただきまして、ありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 2 5 分)